2018年

8月13日

第402号



http://www.geocities.jp/jrtoukairou,

KABABAKAN KABABAKAN KARANDA BAKAN KABABAKAN KARANDA BAKAN KABABAKAN KABABAKAN KABABAKAN KABABAKAN KARANDA KARA

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-2-13 目黒さつきビル3階

03-6303-9134 FAX 5487-7844

R東海労働組合

木下 和樹 発行人 高山

地方で取り組むこととしました。特徴的には、手当の大幅増額をはじめ、一今年度の要求は、協約部分に触れる項目に絞り、運用に関する項目はな

要求の柱としました。要求項目は、

以下の通りです。

退職時期の変更など

する場合」を加えるこ 規の構成員として出 員会、執行委員会に正

9.

席

5.

『基本協約』第23

8条(付議事項等)に

「(5) その他組合

労使関係につい

・休や更衣時間など勤務や労働時間に関係する問題、

10号』)を会社に提出しました。要求を掲げた2018年度基本協約・協定改訂に関する申し入れ

(『申第

部機関の大会、中央委合活動)に「(5)上

活動)に「(5)上条(勤務時間中の組

行いました。その意思統一に基づき、本部は8月7日、193項目に及ぶ基本協約・協定改訂交渉に向けた要求づくりについて議論し、意思統一を

本部は8月5日、

都内で業務

・組織担当者会議を開催し、

2018年度

7 条

『基本協約』

第 2

組合員の切実な要求193項目 2018年度基本協約・協定改訂の申し入れ



6) この協約の はする事で

改訂

とができる。」と改

項

8

第33回定期大会より

組合掲示板を設置する所属する全ての職場に3.JR東海労組合員が (7) 労働組合から申 があった場合

めること。
約を締結する。」と改とを目的とし、この協 件の維持向上を計るこれを基礎とした労働条って社業の発展及びこ 労使関係を確立し、も 社・組合双方が信義誠 「この協約 本協 則に従い健全な は 第 、1 1 会条 を以下のように改訂 2. 『基本協約』第25 0条の(1)から(6) 釈と運用についての疑事項、および基準の解職手当の基準に関する (7)を加えること。 (1)賃金、賞与及び退 義が生じた場合

実の原

『基

2 労働時間、

び基準の解釈およ準に関する事項、 4) 労働に関する安全 用についての疑義が生 衛生及び災害補償の 基準の解釈および運 およ

改訂に関する事項(5) その他労働条

じた場合

7. と。 示物を撤去しないこって組合掲示板から掲 当労働行為である。 会命令にあるように不 することは、労働委員 会社が組合掲 示物を一方的に撤 示板 いこ 掲 従 去

ってその理由を組合員は、現場長は責任を持 は、現場長は責任を持スカットを行った時 めること。又、不当にやボーナスカットをや も乗数カットやボー に説明すると共に、 恣意的な乗数カット ナ て取り扱うことが適当情の内容が、苦情としおいて申告を受けた苦おいて申告を受けた苦 (3)『基本協約』第 であると認められる場 合を除き、 ること。 致した場合に 幹事の意見

用についての疑義が生準に関する事項、およ間、休日及び休暇の基

を加えること。が必要と認めた事

会社

は、 中

-央本部

が生じた場合び運用についての疑義および基準の解釈およ戒の基準関する事項、 3 職昇職 職、 転勤、 解 雇、 職、 転 休職及び懲 職、 昇格、 退

幹

本交渉を開催するこ 体交渉等の協議を行わ ない事態が常態化して ない事態が常態化して かる。このような取り がる。このような取り 方的な解釈を組合側 び地方本部からの し入れ』に対して、

移」すること。 案したときは必ず した結果、 委員間の

書類の提出を求めるこ求め報告を徴し、又はのほか参考人の出頭をった場合には、当事者 あたって、 85条2項を「審議に 2)『基本協約』第 した組合員の要請 苦情を申告 があ

組合側が「上移」を提約第287条に基づきなかった際に、基本協見が対立し解決に至ら において、苦情を協?(1)地方苦情処理会 以 し付ける姿勢を改め、方的に協約の解釈を押 大きく相違している部東海労と会社の認識が 情処理について、苦情処理及び節 分がある。会社は、 下の 通りとするこ ついて、JR 咥及び簡易苦 意

体的に明らかにするこ認した管理者名等を具いて日時及び場所、現 全てのカット理由情処理会議におい に

6)『基本協約』第3

すること。

改めること。 これを却下する。」

لح

10

則)」とし、「会議は原公開)」を「(公開の原公開)」を「(公開の原91条の「(会議の非の)」第2 則として公開とする。 非公開とすることがで 見が一致した場合は、 ただし、各側委員の意 きる。」と改めること。

を求め報告を徴し、又者のほか参考人の出頭あった場合には、当事あった場合には、当事のたるという。 ことができる。」と改 は書類の提出を求める 0条2項を「審議に

Щ

き、幹事の意見の一致認められる場合を除 却下する。」と改める うことが適当であると よる苦情として取り扱 95条第1項の定めに た苦情の内容が、第2 01条を「申告を受け た場合には、これを

ては、

見が一致した場合は、 ただし、各側委員の意 則として公開とする。 きる。」と改めること。 公開とすることがで

> 10. 出向先の処分および 賃金の減額、及び転勤 についての苦情処理 は、JR東海会社が責 は、JR東海会社が責 または簡易苦情の処理 申請した集会の参加人やめること。又更に、活動への介入であり、ているが、これは組合 数を一方的に制限しな を記入するよう強要 時に参加者全員の氏

社施設が空いている日可できない場合は、会と。又、一時利用が許して使用を認めるこ 出た場合は他事に優先について、組合が申し を申請者に明示するこ 会社施設の 更に、会社は申請 組合が申し設の一時利用 12.

(5) 『基本協約』第3

区に1ヶ所の組合事務の差別はやめ、三重地与について、他労組と に新たに1ヶ所便宜供ること。又、東京地区 所を直ちに便宜供与す

与すること。

安全対策につい

車監視員を2人以上にの駅で、ホーム上の列の駅で、ホーム上の列の駅の無人化 線は浜名湖付近につい発令された時、「在来2.会社は大津波警報が 自治体のハザー ないため運転に支障はは津波危険予想地域を定めてい険予想地域を定めていいった。 ない」としている。ないため運転に支障 限らず、自治体のハザ会社は、浜名湖付近に 警報発令時は、在来線考えるならば、大津波 中止するべきである。 あらゆる事態を想定 何よりも安全を第一に 様、新幹線も運転を

3 応を安全、 ため、各列車車掌を3 名体制とすること。 でを安全、円滑に行う 新幹線の緊急時の対

4. 場合は、 車両故障が発生した 原因、 対策

L らかにすること。車両関係の全社員に明

5 事 故等が発生した場

労働条件につい

(1) 人権を無視した管 スメント、パワーハラ理者によるモラルハラ やめること。 スメント行為を直ちに 労務管理について

やめること。の反省を求めることはの反省を求めることは勤時刻間際に出勤した $\widehat{2}$ をやめること。又、出時間前出勤」等の慫慂 社員に対して「1

(3)会社が社員に対 だ事情聴取は行わない合、私生活に踏み込ん て事情聴取を行う場

している。従って、時あり安全を大きく阻害した労務管理の強化で した労務管理の強化でれは、提出の強要を通が強要されている。こ時系列等報告書の作成 させた際は、控えを本時系列等報告書を提出 強要しないこと。又、系列等報告書の提出は ような些細な事象にも 人に渡すこと。 口 報告で済

ードマップによること

独自の津波対策

を進めること。

題とし、本来業務から生細な事象も大きな問(5)会社は、業務上の

教育を廃止すること。帰教育」と称した日常

を阻害する。従って廃かなく、安全安定輸送 認」は、乗務員に対しる。毎年行われる「確 とされている「技能の (6)「省令に基づいて」 てのプレッシャーでし 止すること。

ることは、プレッシャして添乗を何回も重ね(7)特定の乗務員に対 (7) 特定の乗務員に 5 で、何ら安全対策にな ないのでやめるこ を拡大させるだけ

かに団体交渉を行なう合は、労働組合の申し

については運輸安全委わせている。日勤教育 員会による調査報告書 しめ的な日勤教育を行 外して「再教育」「復 で、「再び日勤教育を 教育」と称した見せ

受け止め「再教育」「復 指摘されている。従っ故とさせかねない」と 些細なミスを大きな事 ちから虚偽の報告を誘 レッシャーによって、 発させ、又、過度のプ したくないという気持 て、この指摘を真摯に 教育」と称した日勤 って、年休を失効させ、大別する事態が依然とが20日を超えて年休がが成然と (1) 年休取得 1 ないために以下の とすること。 1) 年休取得が困難勤務関係について

た年休は全て付与す 社員から申請され 付与日数と、年休を員1人あたりの年休 ること。 らかにすること。 失効した社員数を明

の残日数が多い社員れること。特に年休 と。また時季変更は 時季を指定するこ には優先的に付 本人の希望を聞き入 する際は、変更後 時季変更権を行 与す \mathcal{O}

要員を配置 業務に対応した適 臨時列車 するこ 転 勤

(5)

私傷病休暇

乗務報告書への記載をに指摘をあげつらい、 強要することもやめる 又同様に、 添乗時

この上ない。従ってそ神的な苦痛を与え危険 8 うな裏面添乗や沿線で のような行為はやめる の監視は、乗務員に精 社員を監視するよ

C、業研等での出張ンターへの入所、Q 要員として要員化す ること。 にかかる人数を必要 育や見習 ート異動に伴う教 年休が期間内に い 研修 セ

通

お上げる等の処置を動処理し、特休を年休として処特休を保付として処 得できず失効する場) 年休が期間内に取 行うこと。

日までに連続して全残日数を退職日の前年休及び保存休暇の 年休及び保存休暇の退職する場合は、 てを付与すること。 月の25日の午前9時確定及び発表は、前を前月の10日までに日指定予定日の公表

者に対し勤務を指 までにすること。 していない事実は、 現状、予備月

月の25日の午前9 確定及び発表は、

行うこと。又、勤

を前月の



6

者も行路を確定し発乗務員の予備月勤務違反である。新幹線 基本協約 (第36条)

4

が解消されることなく(2) 一方的な休日出勤 りとすること。 消に向けて、以下の通い。従って休日出勤解 て許されるものではなない会社の姿勢は断じ 出勤を解消しようとし る」としている。休日 することは困難であ は「休日出勤をゼロに 常態化している。会社 1 勤数を明らかにする 務員職場毎の休日出

な要員を配置するこ 休日出 **済するために必要休日出勤を直ちに**

見越した社員数を採 やすと共に、養成を 乗務員の養成数を増 用すること。 要員確保のために こと。

1

した診断書提出等を強病であることを理由に(3)年休付与後に、傷 要しないこと。 出勤を指定しないこ
) 専任社員には休日 必ず本人の承諾を得) 休日出勤の指定は ること。 出勤を指定しないこ とすること。 退出

(5) 乗務員の勤務につ いて以下の通りとする 分割・併合・折返し お上の観点から、在 安全確保・エラー

折り返し時にトイレ長時間連続乗務時は うにすること。又、 の時間を確保するこ 確認作業ができるよ 直し、余裕を持って・入換時の時間を見

確保する観点から一は、在宅休養時間を②乗務員の交番作成 行路の拘束時間を24 内とするこ

全上問題があるのでは、疲労が蓄積し安 勤行路については、 やめること。又、日 の退勤 時刻を19時まで -朝出勤 時刻が午

間は最低6時間以上路における労働外時確保するため、泊行 である。睡眠時間は安全の確保が困 睡眠不足での乗務 睡眠時間 を 難

る。これは明らかに態が常態化している実動で対処している実力でいる実ができまりまり出ている実がなりまり出ができまれる。 サービス労働であ 退出時5分増とする ある。出勤時10分増、 極めて不当な事態で ・アルコー 時間(車掌携帯端 確保すること。 乗務員の準備報告 ル検査・ 末

のための要員を増やす 22日とすること。こ

手当を支払うこと。 正などは、超過勤務 乗務員の規程の訂 とすること。 働時間を6時間 乗務員の1日の 145の 分労

すること。又、乗り準備時間15分を付加乗務員については、 継ぎ時間を3分加 タブレットを扱う

した「労働時間の適正(6)厚生労働省が策定

間 以

間とすること。

(7) 出勤点呼後、労働時を強要している職場がを強要している職場が 後の移動の時間を労働おいては、休憩時間前所が離れている職場にの。 作業場所と休憩場 内に行うこと。

明けに指定すること。 務時間内もしくは勤務 指定されているが、勤 9 時間とすること。 要する移動時間を労働 駅の勉強会、訓 訓練会に

間付与すること。又、は有給の休日とし7日(10) ボランティア休暇 ア休暇取得者数を明らこれまでのボランティ かにすること。

引休暇」期間で葬

付けられている職場でり、制服の着用が義務が講ずべき措置に関すな把握のために使用者 は、更衣時間を労働

と。又、申込日 \mathcal{O}

① 病気や怪我等で休(14)保存休暇に関して ② 忌引休暇の場合 む時は、年休の残数の病気や怪我等で休 うにすること。 休暇を取得できるよ がある場合は、保存 るようにすること。 に関係なく取得でき て連続して休む必要 で、休暇日数を超え

5日分が残った場合 うにすること。又、〇・ 全職場で取得できるよ(15) 半休及び暦日休は その分を失効させ

の葬儀に参列の場合引休暇とならない親族与とすること。又、忌 与すること。更に「忌は、優先して年休を付 に対応できない場合は 「忌引休暇」を分散付

第3親等を加え、休暇引休暇」の対象に血族 公休を除いた日に付与引休暇」には、特休、 を3日付与すること。 すること。又更に「忌

(12) 社員のワーク・ラ こと。 間単位で明らかにする向けて、休日予定を年 イフバランスの充実に

時間とすること。

とし、1年に2回取得かを連続して10日以上のいて、1回の取得日の取得日の取得に を撤廃すること。 できるようにするこ

の勤務認証は年休とすいコール検査で数値に基づいた処分は数値に基づいた処分はがかけないこと。又、アールをで数値がある。と、アール検査の ること。

3 (1)『基本協約』第 条(4)を「自己都合 改訂すること。 本協約を、以下の通り・勤務関係における基 合」と改めること 休職期間が満了した場

全部又は一部を欠く場れた正規の労働時間のてあらかじめ割り振らとは、勤務割等によっ 条(8)を「『欠勤』(2)『基本協約』第34

場合は、

を記載

16 せるように取り扱うこず、保存休暇として残 病欠による出勤率

の単年度処理はやめ、減じて付与される場合において、年休日数を 繰り越しができるよう に改善すること。

から年休付与数を20(17) 入社1年目の社 とすること。

社員の化粧を労働時間(18) 業務に必要な女性 とすること。 ・ル 1 検 mg 査

3)『基本協約』第

こと。

以上にすること。 基準値は、0.1

⑩を「欠勤が発生したの請求があった場合」、定以降に年次有給休暇 定した翌月分の勤務をある場合は、25日に指だし、業務上の必要がを会社が指定する。た (4) 『基本協約』第 に⑦を「25日の勤務指変更する。」とし、更 場合」と改めること。 毎月25日までに翌月分 条を「組合員の勤務は、

とする。 2 組合員定の手続きをとるものよることができない場かに所 とする。ただし、やむ 勤する場合、事前に 条を「組合員は、 5日を超えて欠勤する が傷病により継続して 定の手続きをとること 載した医師の診の休養見込み期 所



る。 る。 3 医師の診断えて届け出るものとす む。 負担とする。」と改め 書に掛かる費用は会社 行する施術証明書を含 以下同じ。)を添 (柔道整復師の

間、実作業終了時刻後と、1勤務のため、実社は、制服の更衣のため、実発第3項を、「3)会 (5) 『基本協約』第 とし、3項を4項とす \mathcal{O} に 5 分間を勤務したも として取り扱う。」 41 労働時間に達するま の労働時間外、特別休 の労働時間外、特別休 日、代休又は調整休日 において、労基法第32 条、同法第40条に定める 32 32

指定することを予定し までに明示する。」 日及び特別休日として のの節 ている日を、毎月10日 勤務指定の際に公休明示)会社は、翌月 休日等に、「(休日『基本協約』第4 る。」と改め、3項を務をさせることがあで、組合員に臨時に勤労働時間に達するま

削除すること。

は、労基法第32条の2及び同法第40条又は同法第40条又は同時間外又は公休日に勤いる。ただし、その場合る。ただし、その場合の。ただし、その場合の。ただし、その場合の。ただし、その場合の場合がある。 条を「会社は、労基法(7)『基本協約』第49 く協定を締結した場合 又は同法第36条に基づ 第33条に該当する場合 の規定に (8)『基本協約』第58 (8)『基本協約』第58 (9)『基本協約』第59条を「会社は、年休の時季指定が業務の正常 判断した場合には、時 季指定された年休を他 を対めること。

لح

改めること。

(11) 『基本協約』 する。」と改め、(1) 39条に規定する年休と その日数に相当する全 条の2を「保存休暇は、 から(8)まで削除す この休暇は、労基法第 基づき失効した場合、 年休が第55条の規程に 10) 『基本協約』第 ての日数とする。なお、

条の3を削除するこ 第 59

ること。

項から7項まで削除す条の4の2項及び、4 (12) 『基本協約』 ること。 第 4 59

わらず、原則として退る年休の残日数にかか と改めること。 を除く。)を付与する。」 いて予定された休日等 職日の 定年により退職する場 条の4の3項を一(13)『基本協約』 (保存休暇の中間にお 前日までに全て へを -3

る。」と改めること。 と 申請する場合は、 条の6を「保存休暇を (14) 『基本協約』第 同じ 取り扱いとす 年休

(5) 割増賃金の1

当たりの単

一価を以

下の間

社員として引き続き雇条の7を「退職(専任(15)『基本協約』第59 用される場合を除く。) 又は解雇の場合、 累

消滅する。」とし、以日数はその時点で全て 下を削除すること。

る者を除く。」と改めて申請しなければならに申請しなければならにもまり出向しているとがし、出向先ればならい。とする場合は、会社がいて保存休暇を得よれいて保存休暇を得よ 社員は、出向期間中条の8の2項を「出 16) 『基本協 中出に向

いて 賃 金 ・ 制度関係につ

(1) 昇格試験において 組合差別をやめるこ

(2) C2等級以下に 年限を設けること。 В

(7) 乗務手当を以

下の

は、現等級経過年(3) 定期昇給につ 500円とし、全組合基準昇給額を一律1, 昇給を行うこと。 員に対し乗数4の定期 を撤廃すること。又、 よる基準昇給額の減額 数にて

(4) 配偶者の扶養手当 ること。 を10,000円とす

① B単価(超勤手通り改訂すること。 100から150/100と を1時間当たり 100と 100と 100とする 100とする (超勤手当)

2 C単価 (夜勤 (手当)

100から20/100とする を1時間当たり15/ 100とする 100から50/100とする E単価 (祝日手当) る

を。 200/10とするこり000/10とするこりでは、1時間当たいでは、1時間当たの時間を超 こと。

(6) 準夜勤手当を30 ること。 0円から500円とす

① 乗務手当Aをごと。 から6,400円と すること。 乗務手当Aを1日

② 乗務手当Bを1日 から6,000E すること。 円と

から5,800円と すること。 乗務手当Cを1日

4 から5,400円と から3,500円と 乗務手当Dを1日 乗務手当E えを 1 日

につき1, 乗務手当Fを1日 O 0

100を か 1 時 50 間 / 当 100た とりす40 る/

8 1 通り改訂すること。

② 運転手当 から1,500円とにつき1,000円 すること。 運転手当Cを1 В を1

7 につき200円から 00円とするこ

と。尚、日勤勤務及び 日につき500円から (9) 検修作業手当を1 1,000円とするこ 交番検査従事者は2,



当を上記の外300務した場合の乗務手のワンマン行路に乗 から2, 0 0 0 円と

(1) 工務作業手当を1

日につき700円から

000円とすること。

1,

000円とするこ

乗務した場合、1 ること。 につき3円を支給 1増額すること。 乗務員等が列車

(11) 営業手当を以下の (11) 営業手当Aを1日 通り改訂すること。

から2,250円と 運転手当Aを1日 運転手当を以下 \mathcal{O} につき500円から営業手当Bを1日 から2,250円と すること。 1,000円とする

すること。

転手当Aとは別に1日業務手当を新設し、運大きいため、輸送担当るが、業務上の責任が (12) 輸送担当業務 支給すること。 輸送係も指定されてい 理者以外の輸送主任や につき1,0 0

の点検等を行った社員の点検等を行った社員及び、嘔吐物等の清掃を行った社員及び、人を行った社員及び、人のが応をした社員のができません。 ること。 に対して手当を新

当を以下のほ (14) 自転 ること。 通り改訂す等の通勤手

0円にすること。

(15) 車内トラブル等で

出向社員

の労働条件

した場合の手当を新設関係社員が業務に協力

すること。

ら 2 1, 0

00円と

を16,100円か

30㎞以上35㎞未満

を18,500円か35㎞以上40㎞未満

ら24,100円と

を11,300円か を8, すること。 ら14,500円と を6,500円から)10㎞以上15㎞未満 ること。 11,600円とす 8, 5 0 25 ㎞以上30 ㎞未満 15 10 km 以上 15 400円とする , MM以上20 MM未満 km 以上 20 0円とする

暑手当」を新設するこ

なる現場に対して「猛(1) 庫等、30℃以上に

転旅費」を新設するこ運転に対して、「試運(17)台車交換に伴う試

の検査を担当した者に傷事故を起こした車両器を扱う社員及び、死に18)作業責任者や断路 対して手当を新設する

ら17,900円と

を13,700円か

すること。

死亡した者(第7条に箇月以内に退職し又はする者及び基準日前1 く。) に対して支給す規定する試用社員を除 とし、5月1日に在職 共に5月1日を基準日 夏季手当及び年末手当 84条を「期末手当は、 19) 『基本協約』第1 る。」と改めること。

900円から27,

40 ㎞以上を20,

200円とするこ

当1日1,000円を(20) 繁忙期における手 新設すること。

し手当を支給するこれた場合は非常呼び出り前日の出勤を指示さ(21) 台風の接近等によ

5 通勤関係について

> 助経路を認め、それに 動経路がある場合に認 が55分短縮できる通 が要な通勤手当を支給 な通勤経路」としたため、これまでより不便め、これまでより不便め、本人が最もいはめめ、本人が最もいはかられる。 このような取り扱い 発生している場合が発生している。 このような取りが、これまでより不便 は、乗り換え時間も経 通勤手当は、 間算出に含むこ 「最も安価

なくなった社員に対し関の不通等で出勤でき(2)災害等で、交通機 を社員に伝えること。が障害休暇であること ては、あらかじめ会社

った場合は障害休暇と勤時間に間に合わなかて、不可抗力により出(3)自動車通勤におい すること。

通費を実費で支給するない場合は異経路の交が深夜になり、所定のが深夜になり、所定のが深をはり、所定のがではり、所定ののでは、 こと。

ニター通勤」を認める者に対して「新幹線モ社管内での遠距離通勤 事しても出向社員にはて、出向先会社の規程で、出向先会社の規程

(1) 社員の る協定における賃金(1) 社員の出向に関 について 5時間を超える場合と 場合については171 7.

持って改善すること。
指定は、会社が責任を
ける一方的な休日勤務 (2) 出向先会社で発生 働条件を改善するこ高いJRCP会社の労 つこと。特に離職率の働組合と協議の場を持 会社が責任を持って労 条件の改善について、 した問題の解決や労働

あるので、取得できるが取得できない現実がという理由で連続休暇に連続休暇と。特に、出向先会社と。特に、出向先会社 (3) 出向社員の休日数、 社員と同様とするこの労働条件によらず、 労働時間は出向先会社

1

持家住宅補給金を

いこと。出向社員を就労させな ようにすること。又、 夜勤が連続する業務に 2 4 条件を撤 持家住宅補給金は

(3) 健康診断につ 1 は、 希望日に予約で

の格差が発生してい出向作業手当Bでは出い。結果として現行のとの手当が支給されな のため出向作業手当Bる。従って、格差解消 を月額20,

(1)会社は「家族用社(1)会社は「家族用社を済的負担が増大しな別利用者のは福利厚生の大幅な切に、これを済め負担が増大した。社宅使用料金等の改定」を行ったが、これを済めりではる。 も安心できる低料金シ 金システムを廃止し ステムにすること。 て、全社員が将来的に 福利厚生等について

以下の通りとするこめの制度については、(2)持家取得促進のた

補給金が減額される② 45歳から持家住宅増額すること。 廃するこ

支給期間を20年とせ) 持家住宅補給金の ず、退職までとする

給すること。

支給すること。 受検日時の予約

利子補給金と併せて

0 0 円

とすること。

時間とすること。に関わる時間は数 会社が負担し、検査 SASについて 全ての検査費用

は会社が負担するこに掛かる費用、器具 業務上必要な治

3 ④ 名古屋セントラル 診できるようにする 病院で、社員が優先 やすこと。 できる病院を更に増) SAS検査を受診 して S A S 検査 を 受

 $\widehat{5}$ これを認めること。 された運転士が、無) 1度無呼吸と判断 検査を希望した時 を自覚し、 呼吸を克服したこと 脳ドックについて 2 回 目 はの

断の予約制をやめる化している。健康診 きない等利便性が悪

も、勤務免除で受検除されていない勤務3 現行日勤で勤務免 ようにすること。 るを得ない職場で 務免除で受検できる は、日勤を指定し勤 遠隔地で受検せざ

に対応すること。選択できるよう柔軟 後も会社が責任を持 って行うこと。 石綿検診は、退 受検箇所は自由に

> きるようにするこ 員は全社員が受検で

務 を 人の希望とし、以後が、最初の受検は本 齢も決められている) 脳ドックは受検年 るようにすること。 3 年毎に受検が出

ができないことも起きれるケースが多い。そり、変更を余儀なくさ を予約するも勤務とな について、病院に受検 (6) 人間ドックの受検 又は優先的に年休を発は、休日を指定するか ている。従って人間ド ックの受検について

員の割合も増えてお業務に従事する女性社が発生している。接客が発生している。接客 暴力に対する制



運輸系統

の社員運

ため「60歳定年制」を、高齢者の雇用安定の

2.

定年退職日は、定年

ること。 見

直し、

65歳定年とす

に達する年度の末日ま

暴力への特別保障」になっている。「第三者 慰謝料、給与補償、数とどまらず、医療費、 \mathcal{O} 確立が急務な課題と

前面に出て対応する制刑事告訴等全て会社が院にかかる勤務認証、 度を確立すること。

要は行わないこと。の希望を前提とし、強1.異動に際しては本人

2. 時期を予め明示するこ とし、乗務員への復帰 異動期間を最長3年

3. 復帰時期を明らかにすれる社員の元職場への3.現在、駅へ異動して ること。

4. は、元職場の調整手当が減額となった場合4.異動により調整手当 を支給すること。

60 歳定年に関

にすること。生月で退職出来るよう でとすること。ただし、 本人の希望があれば誕

止すること。『基本協制度である。従って54を現在にはそぐわないして65歳まで雇用され 職条件のひとつ」としまってついて、会社は「60名・34歳以上の原則出向 について、会社は3 54歳以上の原品 ているが、専任社員と 約』第9条の5を削

数向間がのを、感 の出 の出向先、勤務形態を行う場合には、複を行う場合には、複像止されるまでの原則出の原則出の原則出の原則出向 を行う場合には、 廃 54歳以上の原則出

と。更に、出向先の労し、本人の同意を得るし、本人の同意を得る等の労働条件を提示

会社が責任をもって本働条件が劣悪な場合、 更を行うこと。 体に戻すか出向先の変

労働条件等につい 専任社員の雇用条件

1.

(1) 専任社員の労働 任社員を希望しない事安を感じた組合員が専 いる。こうした事態を態が多く生み出されて 勤務を続けることに不件については、過酷な

動の職場への転勤なの希望の通り近距離 成、軽作業職場への異導入、高齢者交番の作きるハーフタイム制のの希望によって選択で 動等を行うこと。一成、軽作業職場へ 賃金の減額をしないこ 等の勤務にする場合は従って、退職時と同 と。具体的には、本人 勤務形態を新設するこ 賃金と年齢を考慮した と。又は、 専任社員 転勤を 本人 0

(2) 区分「専任V」 撤廃すること。 を

3 日 数を150日とするの時代

> の区分を廃止し、一律(4) 専任社員の基本給 20万円とすること。の区分を廃止し、一

し、支給額を1年以上了報労金の区分を廃止(5)専任社員の契約満 円とすること。

6 置額を支払うこと。 当、 の時と同額 専任社員に、社員 調整手当、補 の扶養手 償措

90日を180日とする傷病による欠勤期間の約の終了について、私(7) 専任社員の雇用契

8 5日とすること。 職期間最長33日を36 専任社員の介護休

9 と。用 料 専任社員の社宅使 は低額にするこ

10 専任社 員の住 宅保

2. 専任社 制度を設けること。

員の雇

用条件

上、減給、戒告、訓告、 様の10年間に出勤停 様の10年間に出勤停 を受けた者」「同 の別を受けた者」「同 の別を受けた者」「同

(1) 高齢法の で継続雇用すること。専任社員として65歳ま をやめ、希望者全員を について 世の利用

て5回以上の期末手当または勤務成績に応じ

基準を撤廃すること。 減額となった者」等の

認」にある「年度初年件に関する議事録確員の雇用条件・労働条 者」等として「専任社勤務成績が特に劣悪な (2)「定年退職までの

期間満了まで専任社員は、休職、自己都合休職の付職できない場合は、休職を継続し休職のの場合は、

こ と 。 建設を直ちに せ、組合員の利益を損 て、リニア中央新幹線 なうものである。従っ 以は自然環境を破壊リニア中央新幹線建 会社経営を破綻さ 中止

化は絶対に行わないこ 供の切り下げ、労働強設に伴う一切の労働条 ද

リニア中央新幹線建

する 3 合は、直ちに労働組合環境破壊が発覚した場 会問題である。リニア・環境破壊は大きな社 中央新幹線建設による に説明し工事を中止 ること。 す

体交渉で労働組合に必況の変更について、団設に関して、一切の状 ず説明すること。 必団状建

その 他

ること。 を利用できるようにす 証を全ての駅で乗換口 代用証 及び職務乗車 3

すること。

する費用は会社

が 負

担

2 書等、 非課税証明書や診 会社手続きに 関断

オール・シーズン用のさの対策がないため、

業職場の盛夏服は、

乗務員、

駅などの

寒営

第1回

第2回

第3回

第4回

第5回

第6回

第7回

団体交渉日程

(金) (金) (月) (水) 3 日 5 日 (月) (水)

8月17日 8月24日 27日 29日 8月 8月 9月 9月 9月10日 (月)

団交委員は 最大限

奮闘します

として雇用すること。

貸与すること。

ウィンドブレ

力

強をすること。
ガー・パソコン・テレカー・パソコン・テレ

4.